

中国で出願中の商標「今治」に対する異議申立について ～5/25に異議申立書を提出しました～

中国商標局に出願され、現在公告期間中である下記商標について、今治市と今治タオル工業組合は共同して、本日(5月25日)、中国商標局に対し異議申立書を提出しました。

【中国で出願されている商標】

商標	今治
申請人	シャanghai-アルジ ヲウユゲ ソウシ 上海夕尔实业有限公司
申請日	2017年2月23日
国際分類等	第24類(タオル、ケット類)
公告日	2018年2月27日
異議申立期限	2018年5月27日

1. 異議申立について

(1) 異議申立書提出日

2018年5月25日

(2) 異議申立理由

「今治」は、愛媛県今治市の行政府の名前であり、また日本一のタオル生産量を誇り、地域ブランドである「今治タオル」の原産地として中国で広く知られた外国地名である。

(3) 異議申立人

今治市、今治タオル工業組合

(注) 異議申立書の提出について

通常、中国での異議申立は書類の郵送で提出されます。本日の異議申立書提出は現地代理人が郵送により行ったもので、中国商標局に受理されれば約3ヵ月後に受理通知が発行される予定です。

2018年5月25日

<お問合せ先>

今治市商工振興課 平田課長補佐 TEL0898-36-1540 FAX0898-25-2961

今治タオル工業組合 木村専務理事 TEL0898-32-7000 FAX0898-32-3842